

第1章 食育推進計画の策定に当たって

1 計画の性格と位置付け

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである。

これまで都では、健全な食生活に関する普及啓発については、食料生産に対する理解、食を通じた健康づくり、食の安全など分野ごとにそれぞれ所管する部局で事業を進めてきた。

しかし近年の多様化する食の問題に対応する必要から、これらの取組を総合的に行うため、平成16年6月、庁内関係6局からなる会議を設け、都が重点的に行う食育の取組の方向性について検討してきた。

さらに、平成17年11月、これまでの検討を踏まえながら、都全体の関連する施策を体系的に組み直すこととした。

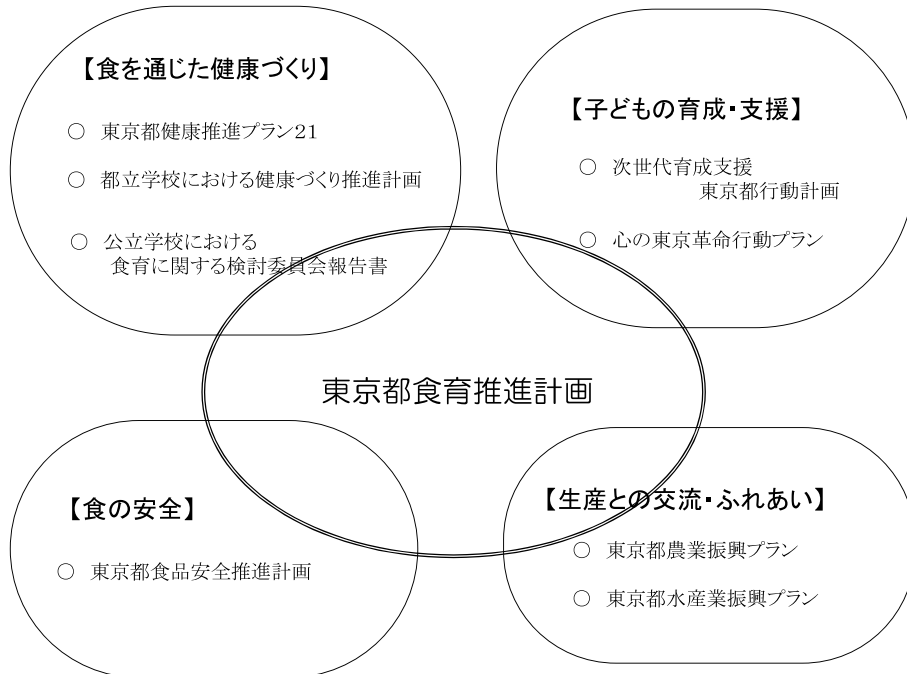
一方、国においては平成17年6月、食育の推進を国民運動として取り組むため食育基本法を策定し、これに基づいて平成18年3月、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を策定し、平成23年3月には、第2次食育推進基本計画を策定した。

本計画は、東京の食環境にふさわしい食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示した都独自の計画である。都は今後、食育に関連する都の他の計画との連携を図りつつ、計画に基づいて施策を着実かつ積極的に推進する。

なお、本計画は食育基本法にいう都道府県食育推進計画に該当するものである。

2 食育推進計画と都の関連する計画との関係

本計画と食育に関連する他の計画や報告書との関係を示したのが以下の図である。これらの計画などと連携を図りながら、総合的な食育を推進する。



計画又は報告書名	所管	計画又は報告書の性格	食育推進計画との関連分野
東京都健康推進プラン21	福祉保健局	・健康増進法に基づく、都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進するための計画	・食を通じた健康づくりと、糖尿病など生活習慣病予防に重点をおいた取組
都立学校における健康づくり推進計画	教育庁	・生涯を通じた健康づくりを目指し、東京都教育委員会や都立学校の取組を体系化し、家庭、地域が一体となって推進していくための計画	・学校における食に関する指導者の育成 ・学校栄養職員を活用したティームティーチングの推進 ・食を通じた児童・生徒の健康づくりの推進
公立学校における食育に関する検討委員会報告書	教育庁	・公立の小学校、中学校、高等学校などにおける食育推進のあり方についての報告書	・学校における食育の目標と基本方針 ・学校における指導体制の整備 ・家庭・地域と学校との連携
次世代育成支援東京都行動計画	福祉保健局	・次世代育成支援対策推進法に基づく、都の対策及び区市町村支援の内容を盛り込んだ地域行動計画	・食を通じた子どもの健全育成の視点から、子どもたちの健全な食生活を推進
心の東京革命行動プラン	青少年・治安対策本部	・次代を担う子どもたちを、社会の一員として必要とされる「心」をもった人間として育成するための事業を推進する計画	・食卓を囲んだ家族団らんを家族のコミュニケーションの場として大切にする取組
東京都食品安全推進計画	福祉保健局	・東京都食品安全条例に基づく、食品の安全確保に関する計画	・食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
東京都農業振興プラン	産業労働局	・農業の持つ多面的な機能を活かし、東京農業を振興する方向を明らかにした振興施策の指針	・都民参加による交流型農業の推進（体験農業、子どもの農業体験） ・農家と消費者を結ぶ生産・流通改革
東京都水産業振興プラン（海編、川編）	産業労働局	・東京の水産業の自立と国民、都民共有の豊かな海の復活を目指す	・海を活用した体験学習の推進 ・島の魚を学校給食などへ提供（地産地消）